

## 生ごみ減量プログラム業務委託仕様書

### 1 業務名

生ごみ減量プログラム業務委託

### 2 目的

板橋区では、令和8年3月に「板橋区一般廃棄物処理基本計画2035」を策定することとなつておはり、基本計画に内包する形で「食品ロス削減推進計画」を策定する。本計画においては、区内の可燃ごみの36.1%が生ごみ、9.4%が食品ロスであるという現状を踏まえ、(令和6年度組成調査より)、令和17年度までに令和6年度比で生ごみ15%、食品ロス25%の減量を目指としている。これを踏まえ、区民や事業者が「自分ごと」として生ごみの減量や食品ロスの削減に取組めるよう、行動を後押しできるような施策を展開していくことを目的とする。

### 3 本件業務の概要

区の食品ロス削減・生ごみ減量施策を、食に関わる3つの過程(入手・消費・処分)に分類し、「生ごみ減量プログラム」としてパッケージ化する。そのうえで、横断的な取組として、入手時の取組を「使いきりチャレンジ」、消費時の取組を「食べきりチャレンジ」、処分時の取組を「水切りチャレンジ」とし、これらを総合して「生ごみ3きりチャレンジキャンペーン」を展開していく。

本件は、この「生ごみ3きりチャレンジキャンペーン」の企画や運営、啓発物や周知媒体のデザインやPR戦略に関する提案等、企画サポートに関する業務委託とする。

### 4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 5 業務内容

#### (1)使いきりチャレンジ

参加者が冷蔵庫の中身を確認して、未利用食品を記録し、その結果を区に報告する。参加者には区オリジナルの冷蔵庫マグネット及び保存用ラベルシールを配付するとともに、報告者には「いたばしPay」のポイントを付与する。なお、メインターゲット層は20~50代の家庭で主に料理をする人とする。

##### ①企画サポート

- ・認知を広げ、参加に繋がり、かつ、メインターゲット層に訴求できる効果的なPR手法、及び周知方法を提案すること。
- ・使いきりチャレンジの事業内容において必要な専門的知識をもつ人員を配置する等、安定的な事業運営が可能な人員体制を取ること。
- ・企画サポートに当たっては、区と定期的に打合せを行うこと。
- ・応募フォームの作成、参加者の管理、啓発物の発送、いたばしPayのポイント付与は区で行い、周知・募集は区の公式媒体を通して行うものとする。

- ②オリジナル冷蔵庫マグネットと保存用ラベルシールの提案・制作
- ・使いきりチャレンジの事業内容に合った「ナッジ」を取り入れて制作すること。
  - ・使いきりチャレンジのメインターゲット層に訴求できるデザインを設計すること。
  - ・制作物の仕様は下記を参照すること。

#### 【マグネット】

内容:冷蔵庫の中にある様々な食材のマグネット。「ある」「なし」に仕分けることで冷蔵庫内の在庫を可視化することを目的とする。

数量:100 セット

大きさ・加工:食材 16 種類程度・1食材あたり3cm×3cm程度で1セット

用紙:マグネットシート

#### 【ラベルシール】

内容:保存袋や容器に貼付けて期限が分かるようにするラベルシール。いつまでに消費すべきかが分かるようにすることを目的とする。

数量:100 セット

大きさ・加工:ラベルシール8枚程度・1枚あたり3cm×6cm程度で1セット

用紙:耐水合成紙

※マグネットとラベルシールを 1 セットごとに袋に入れ、取扱説明書を同封すること。

## (2)食べきりチャレンジ

区内の飲食店・小売店を対象に協力店舗を募集し、デジタルスタンプラリーを実施する。利用客が飲食店で完食した場合や小売店で期限間近の商品を購入した場合等、食品ロスを防止できた場合にスタンプを付与するものとし、スタンプを集めて応募した利用客に「いたばし Pay」のポイントを付与する。なお、メインターゲット層は乳幼児～小学生以下の子がいるファミリー層とする。

#### ①企画サポート

- ・店舗、区民双方の参加に繋がり、かつ、メインターゲット層に訴求できる効果的なPR手法、及び周知方法を提案すること。なお、店舗の参加を募るにあたり、必要に応じて営業を行うこと。
- ・既存事業の協力店舗(いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動参加協力店)へのヒアリングを行い、実態や課題等を聞き取り、企画に反映させること。なお、ヒアリングは原則として区の職員が同行のもと直接訪問するものとし、訪問店舗数は最大で 30 店舗程度とする。
- ・食べきりチャレンジの事業内容において必要な専門的知識をもつ人員を配置する等、安定的な事業運営が可能な人員体制を取ること。
- ・企画サポートに当たっては、区と定期的に打合せを行うこと。
- ・応募フォームの作成、参加者の管理、いたばし Pay のポイント付与、協力店舗への報酬付与は区で行い、周知・募集は区の公式媒体を通して行うものとする。

#### ②店舗用啓発物の提案・制作

- ・制作する啓発物は事業者向け食品ロス削減啓発リーフレット、店舗設置用三角 POP、及びランチョンマット、店頭掲示用ステッカーの4点とする。

- ・食べきりチャレンジの事業内容に合った「ナッジ」を取り入れて制作すること。
- ・食べきりチャレンジのメインターゲット層に訴求できるデザインを設計すること。
- ・制作物の仕様は下記を参照すること。

**【リーフレット】**

数量:100 部

大きさ・加工:A3サイズ二つ折り 仕上がり A4 4ページ 両面

用紙:再生マットコート135kg

**【三角 POP】**

数量:250枚

大きさ・加工:三角柱縦型 組立時縦14cm×横7cm程度 片面筋入れ3本

用紙:ジャンダルコート180kg

**【ランチョンマット】**

数量:500枚

大きさ・加工:A3サイズ 片面

用紙:上質紙90kg

**【ステッカー】**

数量:20枚

大きさ・加工:10 cm四方 片面

用紙:白塩ビ 80 強粘再剥離

**③デジタルスタンプラリーの作成**

・デジタルスタンプラリー参加店舗数は 15 店舗とし、いたばし Pay ポイント付与対象者は応募者のうち抽選で当選した 300 名とする。

・デジタルスタンプラリーの仕様(デザイン、データ収集機能、セキュリティ対策等)を事前に区へ提出し、了承を得ること。

・デジタルスタンプラリーの仕様は食べきりチャレンジの事業内容や②の啓発物のデザインとの整合性をとり、統一感のあるものとすること。

**④参加協力店舗向け事業説明・アンケート収集**

・対象店舗数は15店舗(デジタルスタンプラリー参加店舗)とする。

・内容は、食べきりチャレンジの事業内容・店舗用啓発物の設置方法・デジタルスタンプラリーのルール等の説明、店舗での食品ロスに関する実態の聞き取り、アンケート収集とする。

・原則として区の職員が同行のもと対象店舗へ直接訪問して行うものとし、対象エリアは板橋区内全域とする。

**(3)水切りチャレンジ**

参加者が生ごみの水切り前後の重さを計測し、その結果を区に報告する。参加者には「いたばし Pay」のポイントを付与する。また、啓発用として区オリジナルデザイン入りの水切り紙袋を配布する。なお、メインターゲット層は 20~50 代の家庭で主に料理をする人とする。

**①周知方法の提案**

・認知を広げ、参加に繋がり、かつ、メインターゲット層に訴求できる効果的なPR手法、及び周知方法を提案すること。

②水切り紙袋の帶留めデザインの作成

・既存事業として実施している水切りチャレンジへ誘導し、既存事業の参加拡充に繋がるものとすること。

※事業内容は既存事業を流用するため、企画サポートは不要とする。

※結果報告フォームの作成、参加者の管理、水切り紙袋の購入、いたばし Pay のポイント付与は区で行い、周知・募集は区の公式媒体を通して行う。

#### (4)生ごみ3きりチャレンジキャンペーン

(1)～(3)を総合して「生ごみ3きりチャレンジキャンペーン」と称し、3つのチャレンジを一体的に進めていくための周知を行っていく。

①周知媒体の提案・コンテンツの制作

・本キャンペーンの主旨とスケジュールを的確に捉え((1)～(3)の個別チャレンジ含む)、適切なタイミングで効果的なPRができるような周知媒体・方法を提案すること。(周知媒体の種類と数は問わない。)

・既存の食品ロス削減・生ごみ減量事業や区の公式媒体へ誘導する等、生ごみ減量プログラムを横断的に捉えた周知媒体・方法を提案すること。

・本キャンペーンが単発的・限定的なものとならないよう、持続可能で波及効果のあるものとなるような観点を入れること。

・制作にあたってはキャンペーン全体を通して統一感のあるデザインとし、制作にかかる費用は本委託に含むものとする。

・周知・募集は区の公式媒体を通して行うものとする。

・ポスター及びチラシを制作する場合は、ポスターについては1回の周知につきA3サイズ片面300枚程度、チラシについては1回の周知につきA4サイズ両面3,000枚程度を目安とする。

## 6 成果物等

以下の通り、成果物を納品すること。

### (1)提出物

①制作物一式

※指定した用紙の出荷証明又は用紙の品質が確認できる伝票類を最終校正までに担当に提出し、承認を受けること。

②制作物の電子データ

※ウイルスチェック等を行い、安全が確保された状態で提出すること。

### (2)校正

3回

### (3)提出期限

①使いきりチャレンジの制作物 令和8年8月31日

- ②食べきりチャレンジの制作物 令和8年9月30日
- ③水切りチャレンジの制作物 令和8年6月 30 日
- ④生ごみ3きりチャレンジキャンペーンの制作物 令和8年6月30日

## 7 想定業務スケジュール

### (1)使いきりチャレンジ

令和8年6月	企画
令和8年7~8月	啓発品・周知媒体等作成
令和8年9月	告知・募集・啓発品配付
令和8年10~11月	取組実施期間

### (2)食べきりチャレンジ

令和8年7月	企画
令和8年8~9月	啓発品・デジタルスタンプラー・周知媒体等作成
令和8年10月	店舗募集
令和8年11月	告知・店舗サポート
令和8年12~令和9年1月	デジタルスタンプラー実施
令和9年2月	アンケート収集

### (3)水切りチャレンジ

令和8年5~6月	啓発品・周知媒体等デザイン作成
令和8年7月	告知・啓発品配布
令和8年8月	募集期間

### (4)生ごみ3きりチャレンジキャンペーン

令和8年5~6月	周知媒体等作成
令和8年7~12月頃	告知(適宜)

## 8 再委託

受託業務を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、軽微な内容であり、かつ効率的に業務を遂行する上で必要と思われるものについては、事前に区と協議の上、業務の一部を第三者に再委託することができる。

再委託を行う場合は、東京都板橋区再委託承認申請書を区に提出すること。

## 9 留意事項

委託業務の執行に際して、以下のことに留意すること。また、受託者側で留意事項に疑義のある場合には、速やかに区と協議して決定すること。

- (1)受託者は、本件業務の進行にあたり、主たる担当者を1名以上定め、区と緊密に連携しながら業務を遂行すること。
- (2)制作物やデザインの作成にあたっては、区が提供する写真及び資料等を使用することができる。ただし、区所有以外の写真や資料等の使用に必要な申請、許可取得は受託者が行うこと。

(3)受託者が本件業務の進行にあたり収集したデータ(実績やアンケート等)は報告書としてまとめ、「業務完了報告書」とあわせて区に提出すること。

## 10 成果物の著作権及び利用

(1)本成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定される権利を当然に含む。)は、全て区に帰属する。

(2)受託者は、本成果物について、区及び区の指定した者に対して、著作者人格権を行使しない。

(3)受託者は、区が次の内容を当然に含み、これらに限定されないあらゆる方法で成果物を自由に利用することを許諾するとともに、区の利用にあたっては、本業務の委託契約で定められた対価以外を一切区に対して請求しない。

①成果物をインターネットにより公開をすること

②成果物を複製すること

③成果物の一部を切り取り、他の媒体に利用・公開すること

④成果物について、任意の改変を行うこと

## 11 支払方法

「業務完了報告書」により履行確認を行い、履行確認後、請求書を徵し一括して委託料を支払うものとする。

## 12 その他

(1)受託者は、区と連絡を密にとり、作業の進捗に支障のないようにすること。

(2)本業務により知り得た個人のプライバシー等に関する事項については、別紙「個人情報を取扱う業務委託契約の特記事項」による。

(3)受託者が区との間でのデータの授受は、次の点を遵守する。

①区指定の「ファイルストレージシステム」を使いやり取りを行う。利用ができない場合は、その理由を明らかにし、区の指示を受けること。

②作業開始前にウィルスチェックを実施し、安全を確認したうえで作業に入り、作業終了後は同様にウィルスチェックを実施し、安全を確認すること。

(4)物品納入でディーゼル車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車を使用すること。

(5)その他、本仕様書に明示のないもの、またはその解釈に疑義が生じたものについては、受託者と区で協議を行い定めるものとする。

## 13 担当

板橋区資源環境部資源循環推進課資源循環協働係 武藤

電話 03-3579-2258

Eメール s-recycle@city.itabashi.tokyo.jp